日 調 連 発 第 ９ ３ 号
令 和 ６ 年 ６ 月 １ ７ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務局及び地方法務局備付けの事務取扱要領等の公開について（お知らせ）

平素から当連合会の会務運営にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、当連合会では、令和４年12月１日付け日調連発第255号をもって、標記事務取扱要領等の改正の有無の確認及び同事務取扱要領等の提供を依頼したところ、全ての土地家屋調査士会から提供いただきました。改めてご協力に感謝いたします。

土地家屋調査士は、業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための知識を深めるよう努めなければならないことから、登記申請の対象地を管轄する法務局又は地方法務局備付けの事務取扱要領等を理解することを目的として、この度、全ての法務局及び地方法務局に備付けられている事務取扱要領等を当連合会のウェブサイトにおいて公開することとしました。

なお、表示に関する登記の性質上、当然ながら各法務局及び地方法務局間において取扱いが異なることもありますので、この点に十分留意の上、上記の目的外の利用（土地家屋調査士以外への提供等）はしないよう貴会会員に周知徹底をお願いします。

また、今後、同事務取扱要領等が改正された際には、改正後の同事務取扱要領等のデータを提供いただきますようお願いします。

記

○　法務局及び地方法務局備付けの事務取扱要領等の掲載先

当連合会ウェブサイト＞会員の広場＞業務部ページ

＞法務局及び地方法務局備付けの事務取扱要領等

https://www.chosashi.or.jp/members/gyomu/jimutoriatsukaiyoryo/

※　会員の広場への入場にはIDが必要です。IDを取得していない会員は、「会員の広場入口」ページから新規ユーザー登録が必要となります。